

●ブロック塀撤去前【承認申請に必要な書類一覧】

※区から日付入りの「承認通知書」をお渡しする前に、業者と契約又は撤去している場合は助成対象外です

確認	必要書類	用途・内容	取得方法
必ず用意するもの	<input type="checkbox"/> ブロック塀等撤去費助成対象承認申請書	申請者は土地・建物所有者又はその親族に限る	区のHP又は区から郵送
	<input type="checkbox"/> 工事箇所案内図（住宅地図のコピーなど）	対象ブロック塀の所在確認	申請者又は撤去業者が作成
	<input type="checkbox"/> 撤去平面図	ブロック塀撤去延長の確認	申請者又は撤去業者が作成
	<input type="checkbox"/> ブロック塀撤去工事の見積書	ブロック塀撤去工事に係る金額の確認 （助成対象となるブロック塀撤去分の金額が分かるもの）	撤去業者が作成
	<input type="checkbox"/> ブロック塀撤去前の写真（撮影日入り）	交付申請時に必要	申請者又は撤去業者が作成
設置構造物がある場合	<input type="checkbox"/> 設置平面図	設置構造物の位置・延長の確認	申請者又は設置業者が作成
	<input type="checkbox"/> 設置構造物の断面図	設置構造物の根入れ・設置高さの確認 ※ブロック積+フェンスの場合 根入れはコンクリート基礎30cm ブロック積天端上から道路面が60cm以内の施工が必要	設置業者が作成
	<input type="checkbox"/> 設置工事の見積書	設置構造物に係る金額の確認 （設置構造物分の金額が分かるもの）	設置業者が作成
法人の場合	<input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	法人の確認	申請者が準備
	<input type="checkbox"/> 定款の写し		
	<input type="checkbox"/> 前年度の法人住民税		
	<input type="checkbox"/> 前年度の法人事業税納税証明書		

※その他の書類が必要となる場合があります。 例：更地にする場合は、撤去後の土地の利用方法が分かる書類（駐車場区割り等）
：登記簿に記載の方と申請者が異なる場合は、戸籍謄本等

●ブロック塀撤去後【交付申請に必要な書類一覧】

※道路面から60cmを超えるブロック積を設置した場合は助成金を支払えません

確認	必要書類	用途・内容	取得方法
必ず用意するもの	<input type="checkbox"/> ブロック塀等撤去費助成工事完了報告及び助成金交付申請書	申請者は承認申請書の申請者に限る	区から郵送
	<input type="checkbox"/> 撤去工事に係る契約書等の写し（契約者は申請者に限る）	契約日・契約者・金額の確認 （契約日は区の承認通知日以降の日付であること）	撤去業者が作成
	<input type="checkbox"/> 撤去工事に係る領収書の写し	撤去金額・支払日・撤去業者の確認	撤去業者が作成
	<input type="checkbox"/> 撤去工事内訳明細書の写し	助成対象となるブロック塀撤去分の金額確認	撤去業者が作成
	<input type="checkbox"/> ブロック塀撤去後の写真（撮影日入り）	撤去前の写真と比較できるもの	申請者又は撤去業者が作成
	<input type="checkbox"/> 請求書 兼 支払金口座振替依頼書	助成金振込先の確認	区から郵送
設置構造物がある場合	<input type="checkbox"/> 設置工事に係る契約書等の写し（契約者は申請者に限る）	契約日・契約者・金額の確認 （契約日は区の承認通知日以降の日付であること）	設置業者が作成
	<input type="checkbox"/> 設置工事に係る領収書の写し	設置金額・支払日・設置業者の確認	設置業者が作成
	<input type="checkbox"/> 設置工事内訳明細書の写し	助成対象となる設置工事の金額確認	設置業者が作成
	<input type="checkbox"/> 設置構造物の写真（撮影日入り）	※ブロック積+フェンスの場合、施工中の根入れ写真（30cmを確保）も提出する	申請者又は設置業者が作成

※交付申請書・請求書に押印する印鑑は申請時と同じものをご使用ください。

※撤去と設置が同じ業者の場合は契約書等は同一書類で構いません。

※ご不明な点は、保全課事業調整係までお問い合わせください。（直通：03-5662-1930）